障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百四十四号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

内閣は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

第二十五条の十一第一項に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十七条の十一第一項に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十七条の十九に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第三条　障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

第二十六条第一項に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十に次の一号を加える。

九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十五に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

十一　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第四十二条に次の一号を加える。

十四　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

十九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

第十一条第二項中「に掲げる事務及び」を「及び第十九号に掲げる事務並びに」に改める。

第百十条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

告示

○総務省告示第三百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十四年九月二十日

総務大臣　川端　達夫

政治資金団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民生活会議	佐藤　公治	西尾　利逸	東京都千代田区永田町二―一　二四、八、二九二―八	

○法務省告示第三百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年九月二十日

法務大臣　滝　実

氏　名　ニコラス・エドワード・フォーセット

生年月日　千九百七十五年五月二十日

国　籍　カナダ

○法務省告示第三百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十四年九月二十日

法務大臣　滝　実

一　指定を受けた者

氏　名　ニコラス・エドワード・フォーセット

生年月日　千九百七十五年五月二十日

国　籍　カナダ

原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第三百九十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年九月二十日

法務大臣　滝　実

住所　神奈川県平塚市御殿２丁目６番３号

宋敏　昭和46年２月１日生

住所　川崎市中原区新丸子町733番地

武秀丹　昭和60年８月６日生

住所　三重県松阪市久保町1855番地1532

マーク・ケネス・パカイラ・カスティリオ　平成２年８月12日生

住所　三重県津市久居北口町2661番地90

蘇惠理　昭和53年10月13日生

住所　三重県津市久居北口町2661番地84

蘇亞弥子　昭和56年９月30日生

住所　滋賀県野洲市小篠原2135番地18

姜美智子　昭和40年２月９日生

金大洙　平成７年10月21日生

住所　長野市大字鶴賀434番地４

宋美穗　昭和58年４月25日生

住所　福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目16番地

權勝義　昭和34年７月25日生

嚴美紀子　昭和37年７月30日生

權洸平　平成元年５月21日生

權美寶　平成４年８月28日生

住所　沖縄県国頭郡金武町字金武822番地

文昶貴　昭和47年11月３日生

住所　千葉県船橋市滝台１丁目６番１―219号

商千加　昭和58年５月17日生

住所　千葉県船橋市習志野２丁目１番６号

楊恒　平成６年12月25日生

住所　千葉県浦安市猫実２丁目13番32―208号

金恵美　昭和49年２月22日生

住所　神戸市中央区港島中町３丁目１番地２

朴麻美　昭和53年５月６日生

住所　神戸市北区東有野台１丁目17番地10

梁**瀛**　昭和45年２月５日生

住所　兵庫県宝**塚**市安倉西２丁目５番12号

許春子　昭和18年９月９日生

方幸一　昭和46年３月15日生

方由美　昭和48年12月15日生